

# 経済産業省

番 号

JAPANブランド育成支援等事業費補助金（JAPANブランド育成支援等事業）交付要綱を次のとおり制定する。

令和2年 月 日

経済産業大臣

## JAPANブランド育成支援等事業費補助金（JAPANブランド育成支援等事業） 交付要綱

（通則）

第1条 JAPANブランド育成支援等事業費補助金（JAPANブランド育成支援等事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「地域」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域をいい、「補助対象者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者又はその連携体
- (2) 商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会
- (3) 都道府県中小企業団体中央会
- (4) 企業組合、協業組合
- (5) 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会
- (6) 商工組合又は商工組合連合会
- (7) 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人
- (8) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- (9) 森林組合及び森林組合連合会
- (10) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- (11) 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- (12) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- (13) 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合

会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円(酒類卸売業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(酒類卸売業者については、百人)以下の従業員を使用する者であるもの

- (14) 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの
- (15) 第5号から第6号以外の、法律に規定する組合又は組合連合会であって、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められるもの
- (16) 一般社団法人であって、その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、又は一般財団法人であって、設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものであり、それぞれ地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められるもの
- (17) 特定非営利活動法人であって、その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものであり、本事業の実施主体として適当と認められるもの
- (18) 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体並びに特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体をいう。)以外の会社による出資の額の合計額が資本の額又は出資の総額の3分の1未満であり(独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行う場合にあっては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資後において中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本の額又は出資の総額の3分の1未満となることが確実と認められるものを含む。)、かつ、国、国に準ずる機関又は都道府県等が資本の額又は出資の総額の3分の1以上を出資又は拠出を行っている第三セクター

(交付の目的)

第3条 補助金は、全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得のために、前条に規定する補助対象者が行う新商品・サービス開発や販路開拓・ブランディング等の取組や、複数の中小企業者を対象とした全国展開や海外展開、インバウンド対応への支援に関する取組に要する経費の一部を補助することにより、地域中小企業の国内外における販路開拓、ブランド確立を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

第4条 経済産業局長は、補助対象者が行う次の各号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費であって、別表に掲げるもののうち、補助金交付の対象として経済産業局長が必要かつ適当と認める経費(以下「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、第28条に定める別紙暴力団排除に関する誓約事項記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

(1) 全国・海外展開等事業

中小企業者等が、市場ニーズを捉えながら優れた素材や技術等を活かした製品・サービスの魅力を高め、国内さらには海外のマーケットで通用する商品力・ブランド力を確立やインバウンド需要の獲得のため、市場調査、専門家招聘、新商品・デザイン開発及び評価、展示会出展等を実施する。

(2) 全国・海外展開等サポート事業

地域の支援機関等が、地域中小企業の新商品・サービスの開発やその全国展開・海外展開に向けた事業の計画立案に係る調査研究等の取組や、複数の中小企業者を対象として行う、中小

企業の販路開拓に向けた新商品・サービス開発やインバウンド需要の獲得に向けた支援を実施する。

(補助率等)

第5条 補助金の額は、全国・海外展開等事業1年目及び2年目の事業者は、前条に規定する補助対象経費の3分の2以内の額であって200万円以上500万円以内、全国・海外展開等事業3年目の事業者は補助対象経費の2分の1以内の額であって200万円以上500万円以内（ただし、複数者による共同申請の場合は上限額2,000万円）、全国・海外展開等サポート事業1年目及び2年目については補助対象経費の3分の2以内の額であって200万円以上2,000万円以内、全国・海外展開等サポート事業3年目については補助対象経費の2分の1以内の額であって200万円以上2,000万円以内とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書を交付申請者の主たる事務所の所在地を所轄する経済産業局長に、その定める期日までに提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第7条 交付申請者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第10条の規定に基づく申請の取下げ、第12条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第14条第1項の規定に基づく権利の承継の承諾の申請、第15条の規定に基づく事故の報告、第16条の規定に基づく状況報告、第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第19条第2項の規定に基づく支払請求、第20条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の額の確定に伴う報告又は第25条第3項の規定に基づく処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第8条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第12条第1項の規定に基づく承認、第13条の規定に基づく指示、第16条の規定に基づく要求、第18条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令及び同条第3項の規定に基づく延滞金の納付命令（第20条第3項及び第22条第3項の規定において準用する場合を含む。）、第22条第2項の規定に基づく返還命令、第23条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令及び同条第3項の規定に基づく納付命令又は第24条第4項の規定に基づく納付命令（第25条第4項において準用する場合を含む。）又は第25条第3項の規定に基づく承認について、交付申請者が書面による通知を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知を補助金申請システムにより行うことができる。

(交付決定の通知)

第9条 経済産業局長は、第6条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を交付申請者に送付するものとする。

2 第6条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。

3 経済産業局長は、第6条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 経済産業局長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 前条第1項の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に所轄の経済産業局長に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第11条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、所轄の経済産業局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(計画変更の承認等)

第12条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を所轄の経済産業局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止し、又は他に承継させようとするとき。

2 経済産業局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第13条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、所轄の経済産業局長に届け出なければならない。

3 補助事業者は前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方と

してはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、所轄の経済産業局長の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

- 5 所轄の経済産業局長は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は所轄の経済産業局長から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

#### (債権譲渡の禁止)

第14条 補助事業者は、第9条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を所轄の経済産業局長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 経済産業局長が第18条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が所轄の経済産業局長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、経済産業局長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が所轄の経済産業局長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 経済産業局長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 経済産業局長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、経済産業局長が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、経済産業局長が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

#### (補助事業遅延等の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による補助事業遅延等報告書を所轄の経済産業局長に提出し、その指示を受けなければならない。

#### (状況報告)

第16条 補助事業者は、補助事業を行う会計年度の9月30日又は交付決定日から起算して3か

月後のいずれか遅い日（以下「遂行状況確認日」という。）までの補助事業の遂行状況について、遂行状況確認日から30日以内に様式第5による補助事業遂行状況報告書を所轄の経済産業局長に提出しなければならない。ただし、遂行状況確認日までに補助事業を完了又は廃止した場合を除き、補助事業計画の実施期間が3月に満たない場合又は経済産業局長が補助事業の実施状況の報告を求めた場合はこの限りでない。

#### （実績報告）

- 第17条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第12条の規定による中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書を所轄の経済産業局長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度（以下「会計年度」とする。）が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を所轄の経済産業局長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、当該補助事業に係る収入がある場合には、当該収入を補助事業に要する経費及び補助対象経費から減額して報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

- 第18条 経済産業局長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第12条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
- 2 経済産業局長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （補助金の支払）

- 第19条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算（概算）払請求書を所轄の経済産業局長に提出しなければならない。

#### （消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第20条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに所轄の経済産業局長に報告しなければならない。
- 2 経済産業局長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第18条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

#### （海外付加価値税に係る還付金の額の確定に伴う補助金の返還）

- 第21条 経済産業局長は、補助事業における展示会等の実施にあたり、海外の付加価値税について

補助金を交付する場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業完了後に、海外の付加価値税について還付を受けた場合には、様式第9により速やかに所轄の経済産業局長に報告しなければならない。
- 3 経済産業局長は、前項の報告があった場合には、還付を受けた海外付加価値税の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助事業に係る収入の額の確定に伴う補助金の返還)

- 第22条 補助事業者は、補助事業完了後に当該補助事業に係る収入が確定した場合には、様式第10により速やかに所轄の経済産業局長に報告しなければならない。
- 2 経済産業局長は、前項の報告があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 第18条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第23条 経済産業局長は、第12条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく経済産業局長の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 経済産業局長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 経済産業局長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第18条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第24条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第11による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
  - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第17条第1項に定める実績報告書に様式第11による取得財産等管理明細書を添付しなければならない。
  - 4 経済産業局長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第25条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその

他の財産とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による申請書を所轄の経済産業局長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

#### （情報管理及び秘密保持）

- 第26条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
  - 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

#### （事業化状況報告）

- 第27条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、当該補助事業に係る過去1年間（補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度については、過去2年間）における事業化状況等について、毎会計年度開始後180日以内に様式第13による事業化状況報告書を所轄の経済産業局長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

#### （産業財産権等に関する届出）

- 第28条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業実施年度又は補助事業実施年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なく様式第14による産業財産権等取得等届出書を所轄の経済産業局長に届け出なければならない。

#### （収益納付）

- 第29条 経済産業局長は、事業化状況報告書により、補助事業者が当該補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができるものとする。

#### （暴力団排除に関する誓約）

- 第30条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則（ 財中第 号）  
この要綱は、令和2年 月 日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## 別 表

## 補 助 対 象 経 費

事業区分	補助対象経費		補助率	下限額 (上限額)
	経費区分	内 容		
全国・海外展 開等事業	事業費	旅費、謝金、借損料、通訳・翻訳費、マーケティング調査費、通信運搬費、雑役務費、産業財産権等取得等費、展示会等出展費（展示会等出展に伴う会場借料、備品費（購入、借用）、商品搬送費及び保険料等を含む。）、広報費、会議費、委託費等	1、2年目 2／3以内  3年目 1／2以内	200万円 (500万円) ただし、複数者による共同申請の場合は最大上限額 2,000万円
	試作品等 開発費	借損料、原材料等費、機器・設備等費、設計・デザイン費、委託費等		
全国・海外展 開等サポート 事業	事業費	謝金、旅費、借損料、通訳・翻訳費、マーケティング調査費、通信運搬費、雑役務費、産業財産権等取得等費、展示会等出展費（会場借料、備品費、商品搬送費及び保険料等を含む。）、広報費、会議費、委託費等	1、2年目 2／3以内  3年目 1／2以内	200万円 (2,000万円)
	試作品等 開発費	借損料、原材料等費、機器・設備等費、設計・デザイン費、委託費等		

(様式第1)

番 号  
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所  
名 称  
代表者

印

令和 年度 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育成支援等事業) 交付申請書

J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育成支援等事業) 交付要綱 ( 財中第 号。以下「交付要綱」という。) 第6条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和30年政令第255号) 及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上申請します。

#### 記

#### 1. 補助事業の目的

#### 2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費     | 円 |
| (3) 補助金交付申請額   | 円 |

#### 3. 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

別紙1 補助事業計画書のとおり

#### 4. 補助事業の開始及び完了予定日

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(注1) 申請書には、様式第1の別紙1 (全国・海外展開等事業は別紙1-1、全国・海外展開等サポート事業は別紙1-2)、別紙1 (別表)、別紙2、別紙3を添付してください。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記してください。

補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金交付申請額

(注3) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(別紙1-1)

JAPANブランド育成支援等事業（全国・海外展開等事業）補助事業計画書

1. 申請者概要

名称：		代表者役職氏名：			
住所：					
国内における主たる事業実施場所：					
電話番号：		業種：			
担当者名：		e-mail：			
資本金（出資金）	千円	職員数	人	地域未来牽引企業	

2. 事業内容等

(1) 実施プロジェクト ①プロジェクト名 ②プロジェクト概要										
(2) 事業内容 ①市場獲得を目指す地域又は国 ②事業をめぐる環境及びその分析 ③これまでの取り組み内容 ④事業計画 ・目標 ・事業計画 ・売上目標  ⑤プロジェクトの中長期的な目標と次年度以降の事業計画										
(3) 事業実施スケジュール										
実施項目	補助事業期間									
	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月
(4) 事業実施体制										
(5) 他の補助金等への申請状況 なし ・ あり ( )										
(6) 中小会計要領等への準拠 なし ・ あり ・ 該当しない										
(7) 非課税事業者等の別 ( )										
(8) 地域産業資源活用促進法又は農商工等連携促進法に基づく計画認定 なし ・ あり 「あり」の場合、以下を記載。 ・認定日 ( 年 月 日) ・認定を受けた事業計画の種別  ・実施体制（代表申請者、参画事業者、協力者等）  ・事業概要										
(9) 本事業に関連するふるさと名物応援宣言 なし ・ あり 「あり」の場合、以下を記載。										

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宣言を行った地方公共団体</li> <li>・ 活用する地域産業資源</li> <li>・ 宣言概要</li> </ul>
(10) 申請者及び参画事業者のいずれかが地域未来牽引企業に選定 なし ・ あり
(11) 地域団体商標の活用 なし ・ あり 「あり」の場合、以下を記載。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利名：</li> <li>・ 登録番号：</li> <li>・ 権利者との関係：</li> </ul> ※権利者との関係が「本人」以外の場合には、権利者との関係を証明する書面をご提出ください。
(12) 過去の補助事業採択実績 なし ・ あり 「あり」の場合、以下を記載。 補助事業名： (事業年度： 年度)

(注1) 「地域」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域をいいます。

(注2) 必要に応じて記入欄を増やして差し支えありません。

(注3) (5) 他の補助金等への申請状況については、過去5年間の交付実績に加え、現在申請中のもの、及び今後に申請予定のものも記載してください。また、参画事業者の申請状況も記載してください。

(注4) (7) については課税事業者、非課税事業者等によって別紙2に記入する経費の額が異なるため、以下の中から補助事業者に該当する番号を記載してください。

- ① 消費税法における納税義務者となっていない事業者
- ② 免税事業者
- ③ 簡易課税事業者
- ④ 消費税法別表第3に掲げる法人
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

(注5) (12) 過去の補助事業採択実績については、代表申請者及び参画事業者の過去の中小企業庁事業「JAPANブランド育成支援事業」、「地域産業資源活用事業」、「小売業者等連携支援事業」及び「農商工等連携事業」の交付実績を記載してください。

(別紙1-2)

JAPANブランド育成支援等事業（全国・海外展開等サポート事業）補助事業計画書

1. 申請者概要

名称：		代表者役職氏名：			
住所：					
国内における主たる事業実施場所：					
電話番号：		業種：			
担当者名：		e-mail：			
資本金（出資 金）	千円	職員数	人	地域未来牽引企業	

2. 事業内容等

(1) 実施プロジェクト名 ①プロジェクト名 ②プロジェクト概要										
(2) 事業内容 ①市場獲得を目指す地域又は国 ②事業のビジネスモデルまたは申請者の主な事業の概要 ③サポート対象となる中小企業者・小規模事業者 ④事業をめぐる環境及びその分析 ⑤これまでの取り組み内容（中小企業者の販路開拓等に関する支援実績） ⑥事業計画 ・目標 ・事業計画 ・売上目標  ⑦プロジェクトの中長期的な目標と次年度以降の事業計画										
(3) 事業実施スケジュール										
実施項目	補助事業期間									
	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月
(4) 事業実施体制										
(5) 他の補助金等への申請状況 なし ・ あり ( )										
(6) 中小会計要領等への準拠 なし ・ あり ・ 該当しない										
(7) 非課税事業者等の別 ( )										
(8) 地域産業資源活用促進法又は農商工等連携促進法に基づく計画認定 なし ・ あり 「あり」の場合、以下を記載。 ・認定日 ( 年 月 日) ・認定を受けた事業計画の種別  ・実施体制（代表申請者、参画事業者、協力者等）  ・事業概要										
(9) 本事業に関連するふるさと名物応援宣言 なし ・ あり 「あり」の場合、以下を記載。										

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宣言を行った地方公共団体</li> <li>・ 活用する地域産業資源</li> <li>・ 宣言概要</li> </ul>
(10) 申請者及び参画事業者のいずれかが地域未来牽引企業に選定 なし ・ あり
(11) 地域団体商標の活用 なし ・ あり 「あり」の場合、以下を記載。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利名：</li> <li>・ 登録番号：</li> <li>・ 権利者との関係：</li> </ul> ※権利者との関係が「本人」以外の場合には、権利者との関係を証明する書面をご提出ください。
(12) 過去の補助事業採択実績 なし ・ あり 「あり」の場合、以下を記載。 補助事業名： (事業年度： 年度)

(注1) 「地域」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域をいいます。

(注2) 必要に応じて記入欄を増やして差し支えありません。

(注3) (5) 他の補助金等への申請状況については、過去5年間の交付実績に加え、現在申請中のもの、及び今後申請予定のものも記載してください。また、参画事業者の申請状況も記載してください。

(注4) (7) については課税事業者、非課税事業者等によって別紙2に記入する経費の額が異なるため、以下の中から補助事業者該当する番号を記載してください。

① 消費税法における納税義務者となっていない事業者 ② 免税事業者 ③ 簡易課税事業者

④ 消費税法別表第3に掲げる法人 ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者

⑥ 消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

(注5) (12) 過去の補助事業採択実績については、代表申請者及び参画事業者の過去の中小企業庁事業「JAPANブランド育成支援事業」、「地域産業資源活用事業」、「小売業者等連携支援事業」及び「農商工等連携事業」の交付実績を記載してください。

(別表)

### プロジェクト参加者

#### 1. 参画事業者

事業者名	業種	従業員数	所在地 (〇〇県〇〇市)	資本金	地域未来牽引企業	役割

#### 2. 外部専門家・支援機関・その他事業のサポートを行う民間企業等

氏名	所属・役職	専門分野・役割・選定理由等

(注1) 参画事業者には、申請者と協働して事業を実施する事業者(申請者除く)があれば、記載ください。

(注2) 参画事業者が組合の場合は、従業員数の欄に当該組合の構成員数(内訳は別添(様式自由)を添付)を記載してください。

(注3) 必要に応じて記入欄を増やして差し支えありません。

(別紙2)

### 経費明細表

①経費配分内訳

(単位：円)

経費区分	内 容	補助事業に 要する経費	補助対 象経費	経 費 内 訳	国庫補助金 要 望 額
合 計					

②資金調達内訳

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他		
合 計 額		

③補助金要望額の手当方法 (上記②の補助金要望額の手当方法)

(単位：円)

区 分	補助金相当額	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
そ の 他		
合 計 額		

④次年度事業に係る資金調達内訳 (見込)

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他		
合 計 額		

⑤補助事業の経理担当者の役職名・氏名

経理部長 ○○ ○○



(様式第2)

番 号  
年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛て

経済産業局長 名

令和 年度 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育成  
支援等事業) 交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のありました上記補助金については、補助金  
等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)  
第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規  
定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請の  
あった令和 年度 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育成支援  
等事業) 交付申請書 (以下「交付申請書」という。) の記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。  
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補  
助金の額については、別に通知するところによるものとします。  
補助事業に要する経費 金 円  
補助対象経費 金 円  
補助金の額 金 円
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおり  
とします。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得  
た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
5. 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和30年  
政令第255号) 及び J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育成支  
援等事業) 交付要綱 ( 財中第 号。以下「交付要綱」という。) の定めるところ  
に従わなければなりません。  
なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してく  
ださい。

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第18条第1項の規定による加算金の納付
  - (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
  - (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
  - (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
  - (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表
6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。
7. 補助事業者は、補助事業における展示会等の実施にあたり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助事業の完了後において付加価値税の還付を受けた場合には所轄の経済産業局長に報告し、その指示に従わなければなりません。

(注1) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第3-1)

番 号  
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所  
名 称  
代表者

印

令和 年度 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金（J A P A Nブランド育成支援等事業）に係る補助事業の（内容の変更、経費の配分の変更、中止、廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業の（内容、経費の配分）を下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金（J A P A Nブランド育成支援等事業）交付要綱第12条第1項の規定に基づき承認を申請します。

#### 記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
5. 同上の算出基礎

(注1) 経費の配分に変更が生じる場合は、別紙を添付してください。

(注2) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第3-1の別紙)

補助事業変更明細書

(単位：円)

経費 区分	補助事業に 要する経費		補助対象経費		補助金申請額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
合計							

(注1) 各区分欄については、補助金交付申請書の記載事項に準じて記載してください。

(注2) 経費の増減について、補助対象経費欄に積算内訳を記入してください。(別紙を用いても差し支えありません。)

(注3) 補助事業の内容変更のうち、補助対象経費の増減の場合には、補助事業の経費配分の変更の場合に準じてこの表を作成してください。

(注4) 補助事業を新たに委託しようとするに伴い経費の配分の変更を行うときは、備考欄に委託の内容、委託先を記載してください。

(様式第3-2)

番 号  
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所  
名 称  
代表者 印

令和 年度 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金（J A P A Nブランド育  
成支援等事業）に係る補助事業の承継の承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を下  
記のとおり承継させたいので、J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金（J A P A Nブラン  
ド育成支援等事業）交付要綱第12条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

#### 記

1. 承継するプロジェクト名
2. 承継の内容
3. 承継者の名称、代表者及び住所
4. 承継後の事業実施体制、内容等で変更した事項
5. 承継の理由

#### <添付書類>

- (1) 承継に関する当事者の契約書の写し
- (2) 承継者の経歴及び状況を示す事業概要書
- (3) 承継者の誓約書（別紙）
- (4) 役員等名簿

(注) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第3-2の別紙)

誓約書

番 号  
年 月 日

経済産業局長 殿

承継者 住 所  
名 称  
代表者 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった令和 年度 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育成支援等事業) 交付に係る補助事業の承継に関し、(氏名) が国に対して有する一切の権利義務を当該補助事業の承認のあった日において承継するとともに、当該補助事業を責任をもって続行し、その事業成果の活用に努めることを誓約します。

また、 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育成支援等事業) 交付要綱別紙に定める「 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育成支援等事業) の交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

実施プロジェクト名：

(注) 本様式は、日本産業規格 A 4 判としてください。

(様式第4)

番 号  
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所  
名 称  
代表者 印

令和 年度 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金（J A P A Nブランド育  
成支援等事業）に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業を予定  
の期間内に完了することができないと見込まれること又は補助事業の遂行が困難になったことに伴  
い、補助事業が遅延することとなった経緯及び今後の事業遂行にかかる見通しについて、J A P A N  
ブランド育成支援等事業費補助金（J A P A Nブランド育成支援等事業）交付要綱第15条の規定  
に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施プロジェクト名
2. 補助事業の進捗状況
3. 同上に要した経費
4. 補助事業遅延等の内容及び原因
5. 補助事業遅延等に対する措置
6. 補助事業の遂行及び完了の予定

(注1) 補助事業遅延等の理由を立証する書類を添付してください。

(注2) 補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を記入してください。

(注3) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第5)

番 号  
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所  
名 称  
代表者 印

令和 年度 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育  
成支援等事業) に係る補助事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業に係る  
遂行状況について、 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育成支援等  
事業) 交付要綱第 1 6 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況 (※補助事業の準備進捗状況等の具体的内容を記載)
2. 補助対象経費の使用状況

(注) 本様式は、日本産業規格 A 4 判としてください。

(様式第6)

番 号  
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所  
名 称  
代表者

印

令和 年度 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育  
成支援等事業) に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知 (令和 年 月 日付け  
第 号をもって変更承認) があつた上記の補助事業を令和 年 月 日付けで完了  
(中止・廃止) しましたので、 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A P A Nブランド  
育成支援等事業) 交付要綱第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおりその実績を報告します。

(注 1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記して  
ください。

補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額

(注 2) 当該年度に財産を取得しているときは、上記補助金交付要綱第 2 4 条第 3 項の規定に基づき、  
様式第 1 1 による取得財産等管理明細書を添付してください。

(注 3) 本様式は、日本産業規格 A 4 判としてください。

(様式第6の別紙1)

## 事業報告書

### 1. 補助事業者の概要について

住 所

名 称

代表者氏名及び役職名

### 2. 事業期間について

開始 令和 年 月 日

終了 令和 年 月 日

### 3. 事業の実施状況について

① 実施プロジェクト名

② 事業内容（具体的に事業展開を記載）

③ 事業成果（事業において得られた成果、実施地域にもたらす効果等）

④ 事業実施体制（専門家等の活用状況、参画事業者の参画状況、外部委託した場合は、その委託先、委託契約日、委託期間、委託の具体的内容を記載）

(注1) 事業ごとに一葉作成してください。

(注2) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第6の別紙2)

収支決算表

(1) 収入

(単位：円)

	計画額	実績額	資金の調達先
自己資金 (内訳を記載)			
補助金の額			
合計			

(2) 支出

(イ) 総括表

(単位：円)

経費区分	補助事業に要した経費		補助対象経費				補助金の額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	交付決定額	流用後交付決定額	実績額
合計									

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)

(注1) 補助金の額の実績額は、補助対象経費の経費区分ごとの実績額に補助率を乗じて得た額と交付決定額(流用がある場合は流用後の額)のいずれか低い額とします。

(注2) 収入の合計と支出(補助事業に要した経費)の合計は一致させてください。ただし、収入の額が確定していない場合は見込みを記載してください。

(注3) 当該年度に財産を取得しているときは、交付要綱第24条第3項の規定に基づき、様式第11による取得財産等管理明細書を添付してください。

(注4) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記してください。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(注5) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第6の別紙3-1)

令和 年度 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育成支援等事業)  
全国・海外展開等事業事後評価表

補助事業者名					
プロジェクト名					
評価実施年月日	令和 年 月 日	評価実施者	氏名：		
事業目標					
事業実施後の 成果	商談件数		成約件数		海外での成約件数のうち 単発ではない取引の件数
	国内	海外	国内	海外	海外
	コメント				
事業実施後の 課題と今後必要と なる取組					

(注1) 事業目標は、補助事業計画書の目標を記載してください。

(注2) 商談件数とは、展示会等でバイヤーごとに商談を行った件数をいい、成約件数とは、商談の結果、契約に至った件数をいいます。

(注3) 事業実施後の成果・課題については、今年度実施した事業内容を踏まえ、具体的に記載してください。

(注4) 別紙に加えて、当該補助事業に関する成果等を示す資料(写真、新聞、専門誌の記事等)を添付してください。

(様式第6の別紙3-2)

令和 年度 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育成支援等事業)  
全国・海外展開等サポート事業事後評価表

補助事業者名					
プロジェクト名					
評価実施年月日	令和 年 月 日	評価実施者	氏名 :		
事業目標					
支援した事業者名					
事業実施後の 成果	支援した事業者の件数	支援した事業者の 成約 (販売) 件数		支援した事業者の 成約 (販売) 金額	
		国内	海外	国内	海外
	コメント				
事業実施後の 課題と今後必要と なる取組					

(注1) 事業目標は、補助事業計画書の目標を記載してください。

(注2) 成約 (販売) 件数とは、商談の結果、バイヤーとの間で契約に至った件数や消費者向けに

販売に至った件数をいいます。

(注3) 事業実施後の成果・課題については、今年度実施した事業内容を踏まえ、具体的に記載してください。

(注4) 別紙に加えて、当該補助事業に関する成果等を示す資料（写真、新聞、専門誌の記事等）を添付してください。

別 添

〈評価事項〉

1. 目標の達成度

- ① 目標に照らして妥当な成果が得られたか。
- ② 事後評価時点から判断して、目標設定は妥当であったか。
- ③ 課題の把握はできたか。

評価

(コメント)

--

2. 事業計画の達成度

- ① 目標を達成するために採った手段は妥当であったか。
- ② 代替手段との比較を行う等、根拠を明らかにした上で手段を選択できていたか。

評価

- ③ 事後評価時点から判断して、事業計画は妥当であったか。

(コメント)

--

3. 事業の実施体制の妥当性

- ① プロジェクト実施者間の意思統一が図られていたか。
- ② 事業の実施体制・組織は効率的となっていたか。
- ③ 事業の結果が、実施体制・組織の改善にフィードバックされる仕組みとなっていたか。

評価

(コメント)

--

4. 資金配分の妥当性

- ① 配分した資金に見合った成果を生じたか、期待できるか。
- ② より少ない資金で必要な効果が得られるよう努めたか。
- ③ 資金の過不足はなかったか。

評価

(コメント)

--

5. 将来的な事業効果

- ① 次年度以降の事業計画につながる成果が得られたか。
- ② 地域中小企業の海外販路の拡大につながったか。

評価

(コメント)

--

(注1) 各評価事項について、コメント欄に実施した事項等を含め具体的に記載した上で、評価欄に該当する区分を記載してください。

(「A」・・・評価できる 「B」・・・多少評価できる 「C」・・・評価できない)

(様式第7-1)

番 号  
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所  
名 称  
代表者 印

令和 年度 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育成  
支援等事業) 概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知 (令和 年 月 日付け  
第 号をもって変更承認) があつた上記補助金について、 J A P A Nブランド育成支援  
等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育成支援等事業) 交付要綱第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、  
下記のとおり請求します。

記

補助金概算払請求額 円

内訳	補助金交付決定額	円
	概算払受領済額	円
	今回請求額	円
	残 額	円

(注 1) 振込先金融機関名、支店名、預貯金の種別、口座番号及び預金の名義を記載してください。

(注 2) 本様式は、日本産業規格 A 4 判としてください。

(様式第7-2)

番 号  
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所  
名 称  
代表者 印

令和 年度 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育成  
支援等事業) 精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知 (令和 年 月 日付け  
第 号をもって変更承認) があつた上記補助金について、 J A P A Nブランド育成支援  
等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育成支援等事業) 交付要綱第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、  
下記のとおり請求します。

記

補助金精算払請求額 円

内訳	補助金交付決定額	円
	補助金確定額	円
	概算払受領済額	円
	今回請求額	円

(注 1) 振込先金融機関名、支店名、預貯金の種別、口座番号及び預金の名義を記載してください。

(注 2) 本様式は、日本産業規格 A 4 判としてください。

(様式第8)

番 号  
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所  
名 称  
代表者 印

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

国内・海外販路開拓強化支援事業費補助金（JAPANブランド育成支援事業）交付要綱第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（交付要綱第18条第1項による額の確定額）  
円
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
円
4. 補助金返還相当額（3. - 2.）  
円

(注1) 別紙として積算の内訳を添付してください。

(注2) 課税事業者の場合であっても、単純に補助金額の10パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではありません。

(注3) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第9)

番 号  
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所  
名 称  
代表者  
印

令和 年度 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育成支援等事業) に係る海外付加価値税還付報告書

J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育成支援等事業) 交付要綱第21条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |                               |   |
|-------------------------------|---|
| 1. 補助金額 (交付要綱第18条第1項による額の確定額) | 円 |
| 2. 補助金の確定時における海外付加価値税の額       | 円 |
| 3. 海外付加価値税還付額                 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額                   | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳等を添付してください。

(様式第10)

番 号  
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所  
名 称  
代表者 印

令和 年度 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金（J A P A Nブランド育  
成支援等事業）の収入額の確定に伴う報告書

J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金（J A P A Nブランド育成支援等事業）交付要綱第  
22条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（交付要綱第18条第1項による額の確定額）  
円
2. 補助金の確定時における収入の額  
円
3. 補助事業に係る収入の額の確定に伴う収入の額  
円
4. 補助事業に係る収入の額の確定に伴う補助金の額  
円
5. 補助金返還相当額（1. - 4. （ただし1. の額を限度とする））  
円

（注1）別紙として様式第6の別紙2を添付してください。

（注2）本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第11)

取得財産等管理台帳  
取得財産等管理明細書 (令和 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第25条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第25条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第12)

番 号  
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所  
名 称  
代表者 印

令和 年度 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育成  
支援等事業) に係る取得財産の処分承認申請書

上記補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、J A P A Nブランド育成支援等  
事業費補助金 ( J A P A Nブランド育成支援等事業) 交付要綱第25条第3項の規定に基づき、承認  
を申請します。

記

1. 補助プロジェクト名
2. 処分する取得財産の品目及び取得年月日
3. 取得価格及び時価 円 (時価 円)
4. 処分の方法 (処分の相手方 (住所、氏名又は名称、使用の目的等) 及び処分予定日
5. 処分の理由

(注) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第13)

番 号  
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所  
名 称  
代表者 印

令和 年 JAPANブランド育成支援等事業費補助金（JAPANブランド育成支援等事業）に係る事業化状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（令和 年 月 日付け 第 号をもって変更承認）があった上記の補助事業に関し、令和 年度の事業化状況について、JAPANブランド育成支援等事業費補助金（JAPANブランド育成支援等事業）交付要綱第27条第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

(様式第13の別紙1)

補助事業の実施結果の事業化等の有無

- |                        |   |   |
|------------------------|---|---|
| 1. 補助事業の実施結果の事業化       | 有 | 無 |
| 2. 産業財産権等の譲渡又は実施権の設定   | 有 | 無 |
| 3. その他の補助事業の実施結果の他への供与 | 有 | 無 |

(単位：円)

計画名	
補助金確定額 (A)	
補助事業に係る本年度収入額 (B)	
補助事業に係る本年度収益額 (C)	
控除額 (D)	
本年度までの補助事業に係る支出額 (E)	
基準納付額 (F)	
前年度までの補助事業に係る国への累積納付額 (G)	
本年度納付額 (H)	

※代表申請者及び参画事業者の売上総利益 (売上高 - 売上原価)

(参画事業者が存在しない場合は、代表申請者欄のみ記載)

	代表申請者	参画事業者1	参画事業者2	参画事業者3	参画事業者4
事業開始時点	円	円	円	円	円
1年目終了時	円	円	円	円	円
2年目終了時	円	円	円	円	円
3年目終了時	円	円	円	円	円
4年目終了時	円	円	円	円	円
5年目終了時	円	円	円	円	円

※本項目は補助金の効果を測定するためのものであり、本事業と関係なく記載を求めています。

なお、共同申請の場合は、参画事業者の情報も記載ください。

参画事業者名

ア 住所  
名称  
代表者

イ 住所  
名称  
代表者

ウ 住所  
名称  
代表者

エ 住所  
名称  
代表者

確定額(様式第13の別紙1(A)) 円  
補助事業に要した経費 円  
前年度までの収益累積額 円  
(前年度事業化状況報告書より)

補助事業に係る本年度収入額(様式第13の別紙1(B))  
計 円  
(参画事業者) (金額)  
ア 円  
イ 円  
ウ 円  
エ 円

補助事業に係る本年度収入額を得るに要した経費①  
計 円  
(参画事業者) (金額)  
ア 円  
イ 円  
ウ 円  
エ 円

補助事業に係る本年度収益額(様式第13の別紙1(C))  
= (様式第13(B)) - ① 円

本年度までの補助事業に係る支出額（様式第13の別紙1(E)）

計	円
(参画事業者)	(金額)
ア	円
イ	円
ウ	円
エ	円

補助事業に係る本年度の商談件数

計	件
(参画事業者)	(件数)
ア	件
イ	件
ウ	件
エ	件

補助事業に係る本年度の成約件数

計	件
(参画事業者)	(件数)
ア	件
イ	件
ウ	件
エ	件

(様式13の別紙2-1)

【全国・海外展開等事業 参画事業者用】

補助事業名

参画事業者名

補助事業に係る本年度収入額 円

補助事業に係る本年度収入額を得るに要した経費 円

補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費 円

確定額 (様式第13の別紙1 (A)) 円

補助事業に要した経費 円

前年度までの収益累積額 円

(前年度事業化状況報告書より)

補助事業に係る本年度収入額 (様式第13の別紙1 (B))

計 円

(参画事業者) (金額)

ア 円

イ 円

補助事業に係る本年度収入額を得るに要した経費①

計 円

(参画事業者) (金額)

ア 円

イ 円

補助事業に係る本年度収益額 (様式第13の別紙1 (C))

= (様式第13(B)) -① 円

本年度までの補助事業に係る支出額 (様式第13の別紙1 (E))

計 円

補助事業に係る本年度の支援した事業者の件数

計 件

補助事業に係る本年度の支援した事業者の成約 (販売) 件数

計 件

(記載注意事項)

1. 「補助金確定額：(A)」とは、補助金確定額をいいます。
2. 「補助事業に係る本年度収入額：(B)」とは、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による総収入額をいいます。
3. 「補助事業に係る本年度収益額：(C)」とは、「補助事業に係る本年度収入額：(B)」から収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいいます。  
なお、収益があがっていない場合には、マイナス値で記載してください。また、(C)が0又はマイナスの場合には、(D)、(E)、(F)、(H)の項目については、記載しないでください。
4. 「控除額：(D)」とは、補助事業に要した経費のうち、自己負担によって支出した額(補助事業に要した経費－補助金確定額)をいいます。  
なお、補助事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から補助事業年度終了より前年度までの補助事業に係る収益の累積額を差し引いた額(自己負担額－前年度までの収益累積額)をいいます。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は0とします。
5. 「本年度までの補助事業に係る支出額：(E)」とは、補助事業に要した経費及び補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計額をいいます。
6. 「基準納付額：(F)」とは「補助事業に係る本年度収益額：(C)」から「控除額：(D)」を差し引いた額に、「補助金確定額：(A)」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額：(E)」で除した額をいいます。 $(F = (C - D) A / E)$
7. 「前年度までの補助事業に係る国への累積納付額：(G)」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいいます。
8. 「本年度納付額：(H)」とは、「基準納付額：(F)」と「累積納付額：(G)」の合計額が「補助金確定額：(A)」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となります。また、「基準納付額：(F)」と「累積納付額：(G)」の合計額が「補助金確定額：(A)」を超える場合には、「補助金確定額：(A)」から「累積納付額：(G)」を差し引いた残額が本年度納付額となります。 $(A > F + G$ ならば $H = F$ 、 $A \leq F + G$ ならば $H = A - G)$
9. 商談件数とは、展示会等でバイヤーごとに商談を行った件数をいいます。
10. 成約件数とは、商談の結果、契約に至った件数をいいます。

(注1) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付してください。

(注2) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第14)

番 号  
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所  
名 称  
代表者 印

令和 年度 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A P A Nブランド育  
成支援等事業) に係る産業財産権等取得等届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知 (令和 年 月 日付け  
第 号をもって変更承認) があった上記補助金に関して、下記のとおり産業財産権等の取  
得 (出願、譲渡、実施権の設定) をしたので、 J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金 ( J A  
P A Nブランド育成支援等事業) 交付要綱第28条の規定に基づき、届け出ます。

記

1. 補助プロジェクト名
2. 補助事業の概要
3. 産業財産権の種類及び番号
4. 産業財産権の内容
5. 相手先及び条件 (譲渡、実施権設定の場合)

(注) 本様式は、日本産業規格 A 4 判としてください。